**３　学校法人の期間内処理事項**

|  |
| --- |
|  |

（１）登記事項（学校法人関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登記の期間等  登記の種類 | 主たる事務所の所在地における  登記の期間 | 根　拠　法　令 |
| 設立の登記 | ２週間以内 | 組合等登記令第２条、第16条第１項及び別表 |
| 主たる事務所の移転の登記 | 旧所在地においては２週間以内に移転の登記  新所在地においては２週間以内に設立登記の場合と同じ事項の登記 | 同令第４条 |
| 登記事項の変更の登記 | ２週間以内 | 同令第３条第１項及び第17条第１項 |
| 資産の総額の変更の登記 | 事業年度終了の３カ月以内 | 同令第３条第３項及び第17条第１項 |
| 解散の登記（合併、破産手続開始の決定による解散の場合を除く） | ２週間以内 | 同令第７条及び第19条 |
| 合併の登記 | ２週間以内 | 同令第８条、第20条及び第21条 |
| 清算結了の登記 | 清算結了の日から２週間以内 | 同令第10条及び第23条 |

　（注）組合等登記令第24条：登記すべき事項であって官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

（２）その他の事項（学校法人関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　　項 | 期　間 | 起　算　日 | 根　拠　法　令 |
| 財産目録の作成 | 遅滞なく  ２週間以内  ３ヶ月以内 | 法人設立のとき  合併の認可の通知があった日  毎会計年度終了後 | 私立学校法第107条第１項  私立学校法第127条第１項  私立学校法第107条第１項 |
| 貸借対照表の作成 | ３ヶ月以内  ２週間以内 | 毎会計年度終了後  合併の認可の通知があった日 | 私立学校法第103条第２項  私立学校法第127条第１項 |
| 収支計算書の作成 | ３ヶ月以内 | 毎会計年度終了後 | 私立学校法第103条第２項 |
| 事業報告書の作成 | ３ヶ月以内 | 毎会計年度終了後 | 私立学校法第103条第２項 |
| 評議員会に対する決算報告 | ３ヶ月以内 | 毎会計年度終了後 | 私立学校法第103条第２項 |
| 評議員会に対する事業の実績報告 | ３ヶ月以内 | 毎会計年度終了後 | 私立学校法第103条第２項 |
| 役員の補充 | １ヶ月以内  １ヵ月以内 | 理事のうち、その定数の５分の１を超えるものが欠けたとき  監事のうち、その定数の２分の１を超えるものが欠けたとき | 私立学校法第34条第３項  私立学校法第50条第３項 |
| 評議員会の招集 | 20日以内 | 評議員総数の３分の１（これを下回る割合を寄附行為で定めた場合は、その割合）以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたとき | 私立学校法第72条第１項 |